

IV 財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっている。

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

(1) 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用している。

(2) 時価のないもの…移動平均法による原価法を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、個別法を採用している。

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物及び建物付属設備については、定額法を採用している。

なお、取得価額10万円以上30万円未満の少額減価償却資産については、

中小企業等の少額減価償却資産に係る特例を採用している。

(4) 引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物	25,497,885	0	728,511	24,769,374
土地	34,789,000	0	0	34,789,000
投資有価証券	99,867,000	3,423,000	0	103,290,000
小 計	160,153,885	3,423,000	728,511	162,848,374
特定資産				
防火普及積立金	32,000,214	0	1,510,000	30,490,214
退職金積立預金	4,995,200	580,800	0	5,576,000
防災事業推進積立資産	314,129,015	6,459,720	0	320,588,735
小 計	351,124,429	7,040,520	1,510,000	356,654,949
合 計	511,278,314	10,463,520	2,238,511	519,503,323

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対する額)
基本財産				
建物	24,769,374	(24,769,374)	-	-
土地	34,789,000	(34,789,000)	-	-
投資有価証券	103,290,000	(103,290,000)	-	-
小 計	162,848,374	(162,848,374)	-	-
特定資産				
防火普及積立金	30,490,214	(30,490,214)	(-)	-
退職金積立預金	5,576,000	-	-	(5,576,000)
防災事業推進積立資産	320,588,735	(320,588,735)	(-)	-
小 計	356,654,949	(351,078,949)	(0)	(5,576,000)
合 計	519,503,323	(513,927,323)	(0)	(5,576,000)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	36,425,550	11,656,176	24,769,374
建物付属設備	1,166,000	273,426	892,574
合 計	37,591,550	11,929,602	25,661,948

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、以下のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取寄付金の事業使用による	2,738,511
合 計	2,738,511

7. その他

金融商品の状況に関する注記

1. 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業費及び法人運営費に充当するため、債券、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。

当法人が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ債権（仕組債）のみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債権、デリバティブを組み込んだ債権（仕組債）であり、発行体リスク、市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク）にさらされている。なお、投資有価証券には、リスクが高いものとして、中途解約が著しく制約されていることにより、満期到来までに資金化が困難な流動性に乏しい債権（仕組債）が含まれているが、満期保有を原則としている。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

①資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

②信用リスク・市場リスクの管理

債権（仕組債含む）については、発行体の信用格付情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。